

# 令和 8 年度 大津市立雄琴小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、雄琴小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、雄琴小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

## 目次

|          |   |           |
|----------|---|-----------|
| <b>1</b> | <b>いじめ問題に関する基本的な考え方</b> . . . . .         | <b>2</b>  |
|          | (1) いじめの未然防止                              |           |
|          | (2) いじめの早期発見                              |           |
|          | (3) いじめへの対処                               |           |
| <b>2</b> | <b>「いじめ対策委員会」の設置</b> . . . . .            | <b>8</b>  |
|          | (1) 役割                                    |           |
|          | (2) 構成員                                   |           |
|          | (3) 関係する校内委員会等との連携                        |           |
|          | (4) いじめ事案対応フロー図                           |           |
| <b>3</b> | <b>その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</b> . . . . . | <b>9</b>  |
|          | (1) 基本方針、年間計画の見直し                         |           |
|          | (2) 基本方針、年間計画の公開・説明                       |           |
| <b>4</b> | <b>いじめ防止等に向けた年間計画</b> . . . . .           | <b>10</b> |
| <b>5</b> | <b>その他（資料等）</b> . . . . .                 | <b>11</b> |

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

### ① 子どもの主体的な参画

| No. | 行動計画の具体的取組                                      | 取組目標   |
|-----|---|--|
| a   | <b>【重点・必ず実施を】</b><br>いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進 | 委員会活動における取り組み（リレー大会やドッジボール大会など）を企画する。<br>全校児童が気持ちのよいあいさつ・ろうか歩行・くつそろえを意識して行うことができるよう、放送やポスターなどでよびかけていく。 |

|   |                            |   |
|---|----------------------------|---|
| b | 学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定 | 人権週間の期間中に全校で人権作品の制作に取り組み、人権意識を高めていく。<br>各学級で標語やポスター、作文などの人権作品を作成し、掲示する。 |
|---|----------------------------|---|

## ② 子どもに対する教育・啓発

| No. | 行動計画の具体的取組                                       | 取組目標  |
|-----|--|---|
| a   | いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進               | 4月、9月、1月に全校でいじめについて道徳の学習で学ぶ時間をとる。そして、全校で「いじめをなくそう」の共通教材を用いて指導をする。                                     |
| b   | <b>【重点・必ず実施を】</b><br>インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施 | 5・6年生を対象に、インターネットいじめに関する講話や人権擁護委員を招いての多様性についての学習を進めていく。<br>また、全校児童対象に講師を招聘してインターネット上のいじめ問題に係る授業を実施する。 |
| c   | 相談することの大切さに関する啓発                                 | トラブルがあったときに「何がいけなかったのか」について子どもたちに考えさせ、理解させるために、正確な事実の聞き取りと、公正な指導をしていく。                                |
| d   | 子どもの心を豊かにする道徳教育の推進                               | 道徳の時間は、児童の発達段階や特性を踏まえ、豊かな心を育む基礎作りを行う。また、発達に応じた読書活動を支援するために読書環境の整備を充実する。                               |
| e   | 自他ともに認め合う人権教育の推進                                 | 言語環境を整え、学級の中でお互いの考えをよく聴きあう関係作りに努める。そして支持的風土が生まれる学級経営に努める。<br>自分も友だちも大切にできる、こころのやさしい子どもを目指し、環境作りに努める。  |
| f   | 分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進              | 個々の理解度や学習進度を考慮した支援や児童の実態に合った学習課題の設定などに取り組み、誰もが安心して学習に取り組める居心地のよい環境をつくっていく。<br>話を聴く力を高める。              |
| g   | 思いやりの心を育てる異年齢交流の推進                               | ペア学年掃除やたてわり活動、学年間の学習発表をしたり、地域の方等へのお礼状を書いたりする。   |

## ③ 教員に対する研修・支援

| No. | 行動計画の具体的取組                | 取組目標   |
|-----|---------------------------|--|
| a   | 学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知 | 4月に「いじめ防止基本方針」や「天津市のいじめ防止に関する行動計画」を用いて研修を行う。 |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   |  | 学校便りやホームページを利用して、保護者にも児童にも地域にも周知していく。   |
| b | <b>【重点・必ず実施を】</b><br>保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ | 学校だよりやホームページ、教育相談だより等を通して、子どもたちを取り巻く環境について理解してもらえるようにしていく。また、研修会や懇談会を通して、困った時には学校に相談しやすい環境を整える。             |
| c | いじめ対策に関する校内研修の実施   | 実際にあつたいじめ事例をもとに職員研修を行うことで、いじめの未然防止のための視点や技術を学ぶ。   |
| d | いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実                  | いじめ事案が発生した場合は、必ず複数（担任、学年団、生徒指導主任、子ども支援コーディネーター、教育相談、管理職等）で協議し、役割や方向性を決めて対応に当たっていく。<br>毎週月曜日に「生徒指導連絡会」を実施する。 |

#### ④ その他（学校独自の取組）

| 取組目標   |
|--|
| いじめに関する授業を年度当初に全クラスで行い雄琴小のルールを示したり、高学年の委員会活動でのよい姿や下級生に優しい姿などを、折にふれて紹介したりすることで「人も自分も大切にする、人権感覚が豊かな子ども」を目指す。 |
| ステップアップタイムを設定（1日昼15分 計60分）し、音読、漢字学習等基礎的な学びを定着させる。15分間で規律を守ること、学ぶことの大切さを感じ普段の学習へと広げる。                       |

#### (2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定

期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

### ① いじめに関する情報収集

| No. | 行動計画の具体的取組  | 取組目標  |
|-----|---|---|
| a   | <b>【重点・学期に1回以上は必ず実施を】</b> いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施 | 定期的（6, 11, 2月）にアンケートを実施し、子どもたちの人間関係や心の内を把握するとともに、いじめの未然防止、早期発見に努めていく。<br>アンケートをもとに個別に話をする時間をとる。（ふれあい週間） |
| b   | いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施                                   | 担任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教務主任、養護教諭、事務職員、管理職等で情報共有し、対応していく。   |
| c   | 教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施                             | 集団登校時には、交通安全指導も兼ねて職員が校門近くの横断歩道で全児童を迎える。<br>朝や業間時間などで靴箱の見回りを行う。  |
| d   | 日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施                                  | 気になる子や配慮を要する子どもの様子について校内で情報共有し、家庭と学校が共に子どもの変化をとらえられるよう努める。  |
| e   | こころの健康観察の実施   | 登校してすぐの子どもの心理状態を知ることにより、子どもの悩みを知り早めに友だちとのトラブルなどに対応する。いじめの疑いのある場合は複数で聴き取るなど、学校組織として動く。                   |

### ② いじめに関する情報共有

| No. | 行動計画の具体的取組   | 取組目標  |
|-----|--|---|
| a   | <b>【重点】</b> 子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有 | 毎週月曜日に生徒指導連絡会を開き、いじめ事案や生徒指導上の問題等を全教職員で共有する。また、いじめやいじめの疑いが発生した場合も即時いじめ対策委員会を行う。今年度は、日吉中学校の子ども支援 Co も連携しているので助言を得ながら対応する。 |

|   |                            |  |
|---|----------------------------|--|
| b | いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報 | いじめやいじめの疑いが発生した場合は、即時にいじめ対策委員会を開き対応を協議すると共に、教育委員会への速報を行う。          |
| c | 保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進      | ブロック校園長会議、共同学校事務、保幼小連絡会、小中連絡会、日吉学区教育総合推進会議や生徒指導主任会、補導幹事会等で情報交換を行う。 |

### ③ その他（学校独自の取組）

| 取組目標   |
|--|
| 教務で始業前、授業時間、そうじ時間、休み時間等の校内巡視を行う。                                       |
| 年度初めや、各学期の始めに全学級でいじめをなくす雄琴小の約束（3つの約束、4つの勇気）について指導、確認をし、子ども達の人間関係を注視する。 |

#### (3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携

に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

### ① いじめの対処

| No. | 行動計画の具体的取組                             | 取組目標  |
|-----|--|---|
| a   | <b>【重点】</b> 「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応    | 毎週月曜日及び緊急時に開催する。また、いじめやその疑いが発生した時は直ちに開催し、発生事案の事実の共通理解や役割分担等、対処の仕方を決定する。   |
| b   | いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等） | いじめ対策委員会を中心に、複数の教師で対応する。正確な聞き取りをしたうえで、時系列に沿って経緯を把握し、当該児童たちに指導する。また、聞き取った事実と経緯を保護者に伝える。必要に応じて関係機関と連携しながら解決を目指す。          |
| c   | インターネット上のいじめへの対応                       | 当該児童に聞き取りをしたうえで事実確認をし、指導を進める。可能な限り証拠保全を行い、場合によっては、S Cや警察等関係機関に協力を依頼し被害児童のケアに努める。  |
| d   | 重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施   | いじめ防止推進法 28 条に規定される「重大事態」などの場合は、対象学年や全児童に対してアンケート調査を行い、事実の確認に努める。   |
| e   | いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存                   | いじめ事案に関する情報が記載された報連相シートやいじめ事案報告書などの文書については、公文書として適切に管理及び保存（5年保存）を徹底する。  |
| f   | いじめ事案が生じたときの保護者との連携                    | いじめ事案について子どもへの支援・指導を行った場合は、たとえ大人目からは些細に見える事案であっても速やかに保護者に連絡し事実確認できたことや指導方針、今後の支援等について情報共有することで、家庭と学校が連携して子どもへの支援、指導を行う。 |

### ② その他（学校独自の取組）

| 取組目標  |
|---|
| “いじめが確認できた場合は、形式上の謝罪等で終わるのではなく、何が悪かったのかを考えさせ、2度と同じ間違いを起こさないように指導する。子ども同士の関係を見守っていき、情報を共有していく。 |
| 双方の保護者と直接出会うと事実と経緯を伝える。   |

## 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

### (1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

### (2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

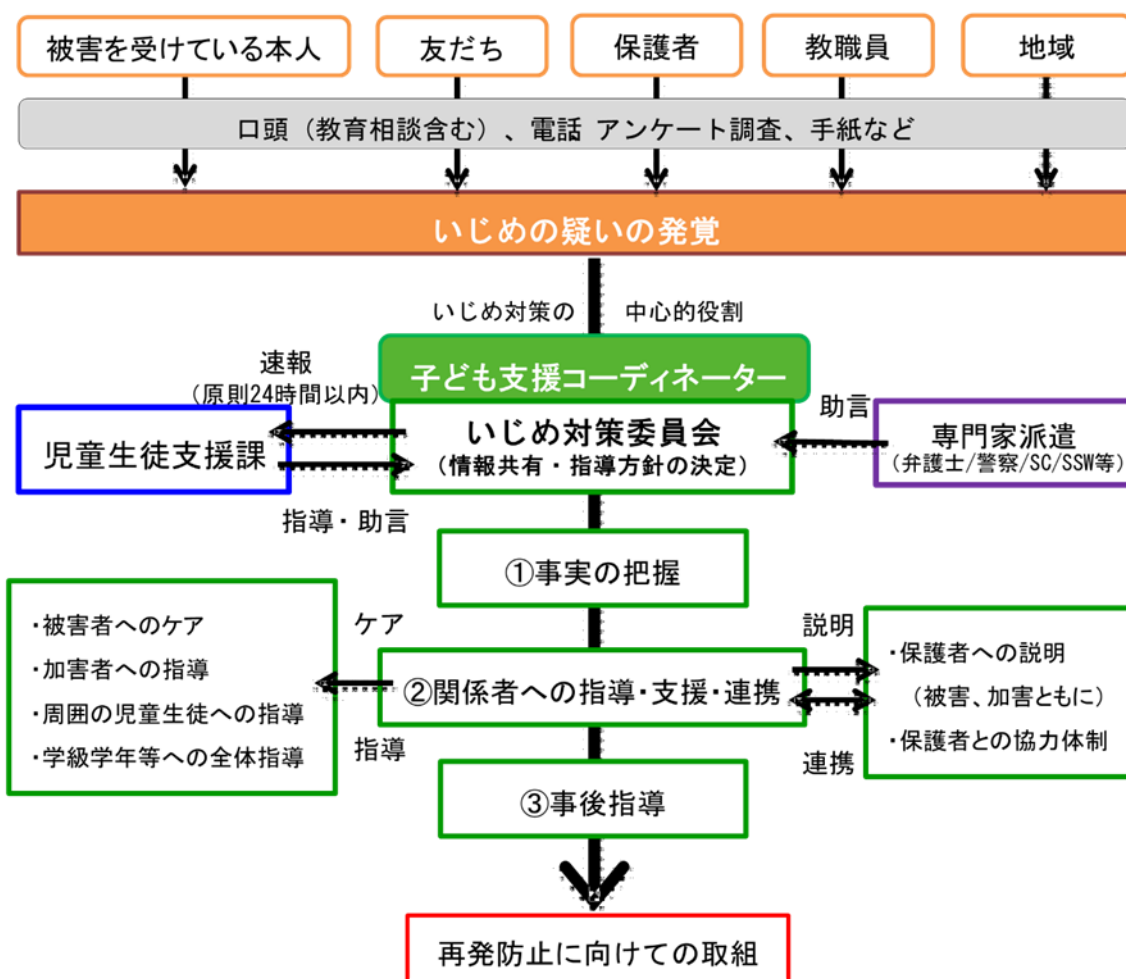
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

### (3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、term おごとリーダー、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

### 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をP D C Aサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

#### 4 いじめ防止等に向けた年間計画

| 月  | 活動内容・取り組み   | 備考                  |
|----|---|---------------------|
| 4  | 職員会議<児童生徒理解> (①・②・③・④)<br>個別懇談 (②・③・④)<br>全学級で、いじめ防止学習(道徳…雄琴小のいじめをなくす3つの約束) (①)                         |                     |
| 5  | 職員会議<児童生徒理解> (①・②・③)<br>よろしく集会 (①)<br>児童アンケートの実施 (①・②・③)<br>学習公開 (①)                                    |                     |
| 6  | いじめ防止啓発月間 (①・④)<br>教育相談<ふれあい週間の実施> (①・②・③)<br>学習公開<しらべが丘発表> (①)<br>学校運営協議会<拡大いじめ対策委員会> (①・②・③・④)        | ・委員会を中心とした取り組みの実施。  |
| 7  | 学級懇談会 (④)<br>外部講師による情報モラル研修 (①・④)   |                     |
| 8  | いじめに関する研修会 (①・②・③・④)<br>学校運営協議会<拡大いじめ対策委員会> (①・②・③・④)   | ・情報モラル教育に関連した研修を含む。 |
| 9  | 夏休み明けの児童観察 (①・②)<br>弁護士によるいじめ問題や人権教育にかかわる授業 (①・②)<br>全学級で、雄琴小いじめをなくす3つの約束の確認 (①)                        |                     |
| 10 | 学習公開<運動会> (①・④)<br>児童アンケートの実施 (①・②・③)   | ・委員会を中心とした取り組みの実施。  |
| 11 | いじめ防止啓発月間 (①・④)<br>教育相談<ふれあい週間の実施> (①・②・③)<br>学校運営協議会<拡大いじめ対策委員会> (④)<br>人権啓発標語、ポスター等への取り組み (①)         | ・委員会を中心とした取り組みの実施。  |
| 12 | 個別懇談会 (②・③・④)<br>人権週間(標語・ポスター等の掲示) (①)  |                     |
| 1  | 冬休み明けの児童観察 (①・②)<br>全学級で、雄琴小いじめをなくす3つの約束の確認 (①)   |                     |
| 2  | 学習公開・保護者懇談会 (①・④)<br>学校運営協議会<拡大いじめ対策委員会> (①・②・③・④)<br>児童アンケートの実施 (①・②・③)<br>インターネット上のいじめ問題に係る授業(全学年) ①② | ・委員会を中心とした取り組みの実施。  |
| 3  | 教育相談<ふれあい週間の実施> (①・②・③)<br>ありがとう週間 (①)<br>6年生を送る会 (①)   |                     |

|        |  |  |
|--------|--|--|
| 年間を通じて | <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝の挨拶運動、靴箱チェック (①・②・③・④)</li> <li>・いじめ防止対策委員会 (①・②・③・④)</li> <li>・朝、休み時間、掃除時間、下校時の校内巡視及び指導 (①・②・③・④)</li> </ul> |  |
|--------|--|--|

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

## 5. その他（資料等）

小学校の学校のアンケート (1・2年生)  
 ( ) ねん ( ) くみ ( ) ばん  
 なまえ ( )

1 学校は楽しいですか。(どちらかに○をつけましょう)

(はい・いいえ)

2 「いいえ」に○をつけた人に聞きます。書ける人は、理由を書いてください。

3 困っていることはありますか(どちらかに○をつけましょう)

(はい・いいえ)

4 「はい」に○をつけた人に聞きます。書ける人は、理由を書いてください

(家・学校)

5 さいきん、人にいやなことを言われたり、きりがちかすぎて、いやな気持ちになることはありませんか?

(はい・いいえ)

小学校の学校のアンケート (3～6年生)  
 ( ) ねん ( ) 組 ( ) ばん 名前 ( )

1 学校は楽しいですか。(どちらかに○をつけましょう)

(はい・いいえ)

2 「いいえ」に○をつけた人に聞きます。書ける人は、理由を書いてください。

3 困っていることはありますか(どちらかに○をつけましょう)

(はい・いいえ)

4 「はい」に○をつけた人に聞きます。書ける人は、理由を書いてください(家・学校)

5 はい・いいえのどちらかに○をつけましょう。

|                                    | はい | いいえ |
|------------------------------------|----|-----|
| クラスの人は声をかけてくれたり、親切にしてくれたりする        |    |     |
| 休み時間、楽しく遊んでいる                      |    |     |
| いやなことをいわれたり、きりがちかすぎていやな気持ちになることがある |    |     |

